

令和3年2月4日

教職員各位

理事長 池 北 雅 彦

県をまたぐ移動の自粛について（継続）

令和3年2月2日に、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の10都府県を対象区域として、政府による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置が令和3年3月7日まで継続されることが発表されました。

これを踏まえ、本学では令和3年2月7日まで措置を講ずることとしていた「県をまたぐ移動の自粛」を、下記のとおり継続することといたします。

教職員の皆様におかれましては、不要不急の外出や県外への移動を控え、手洗い、密閉・密集・密接の3つの密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策の徹底をお願いいたします。

記

1 県をまたぐ移動の自粛

- 県外を訪問する出張の命令を控えることとします。
- 県外から本学への学外者の来訪については控えていただき、メールやZOOMなどで代替してください。
- 緊急事態措置の対象区域から通勤により移動する場合は、3密を避けるなど、感染防止対策を特に徹底してください。

2 措置の期間

令和3年2月8日（月）から3月7日（日）まで

なお、3月8日（月）以降の措置については、政府、山口県及び山陽小野田市等の対応を踏まえ追って発表いたします。

以上